

多摩川第一発電所外 2 か所の水力発電所で発電する電気の売却先に関する事業者公募要項等に係る質問
回答書

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
1	（公募要項 11 ページ 7 行目）	11 その他の留意事項 （４）入札保証金は免除すると記載がございますが、契約保証金についてはどのように想定されておりますか。免除規定等ございましたら併せてご教示ください。 また契約保証金が必要な場合、現金納付、銀行保証どちらも可能でしょうか。	本件では、入札保証金、契約保証金ともに免除となります。
2	（仕様書 6 ページ 16 行目）	【通知書類の押印について（契約後）】 契約後に毎月お送りする計量値のお知らせ等の提出資料について電子印の会社印（角印）を使用しての提出でもよろしいでしょうか。	問題ありません。
3	（仕様書 3 ページ 10 行目）	【発電計画について】 発電計画は、貴局から弊社にご提出いただく認識でよろしいでしょうか。 30 分エクセルデータで週間、月間、年間でご提出いただけますでしょうか。	翌日計画のほか、週間計画の通知が可能です。 その他は別途協議によります。
4	（仕様書 8 ページ 24 行目）	非化石認定に係る申請等について、落札者となった事業者がアグリゲーターの資格を有する場合、事業者側にて非化石価値認定に係る申請の手続きや費用の負担することは可能でしょうか。	買受人による申請でも差しつかえありません。
5	（仕様書 1 ページ 19 行目）	設備ID の認定をされている場合設備ID と運転開始日をご教示ください。	各発電所の設備IDは、買受人候補者にお伝えします。 なお、運転開始日は、次のとおりです。 多摩川第一発電所 1957年12月21日 多摩川第三発電所 1963年2月23日 白丸発電所 2000年11月11日
6	（仕様書 8 ページ 24 行目）	非化石認定に係る申請等について、落札者となった事業者がアグリゲーターの資格を有する場合、事業者側にて非化石価値認定に係る申請の手続きや費用の負担することは可能でしょうか。	質問 4 のとおりです。
7	（仕様書 6 ページ 23 行目）	【容量市場について】 容量市場は何電源で登録されていますでしょうか。	多摩川第一発電所は安定電源、多摩川第三発電所は変動電源（単独）で登録しています。
8	（公募要項1 ページ2 行目）	今回非FIT 非化石の環境価値が含まれるとのことですが、非化石電源登録は完了していますでしょうか。	完了しています。
9	（公募要項1 ページ2 行目）	今回非FIT 非化石の環境価値が含まれるとのことですが、運転開始日もしくはリパワリングの日付をご教示いただけますでしょうか。	質問 5 のとおりです。

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
10	（公募要項2 ページ33 行目）	買取単価について、貴局設定の価格は非公表とされておりますが、東京エリアの市場価格などその算出根拠などをご教示いただけますでしょうか。	算出根拠をお示しすることはできません。
11	（公募要項3 ページ3 行目）	供給価格について、貴局設定の価格は非公表とされておりますが、東京エリアの市場価格などその算出根拠などをご教示いただけますでしょうか。	算出根拠をお示しすることはできません。
12	（公募要項4 ページ18 行目）	電気鉄道として負荷が移動することから令和5 年度末頃まで2以上の受給地点において1 需要扱いとする総合契約を受けていた旨記載がありますが、契約電力、基本料金、従量料金をどのように案分などの処理を行っていたかご教示いただくことは可能でしょうか。	2 変電所を1 需要扱いとしていたため、案分処理はしていません。
13	（公募要項6 ページ 28 行目）	買受人が各年度が開始した後速やかに貴局に提出するものの中に、貴局から指示を受けた書類や確認したい事項の書類とありますが、具体的にはどのような書類になりますでしょうか。	現時点で具体的に想定する書類はありませんが、必要に応じて事前に買受人と協議の上、指示する場合があります。
14	（公募要項9 ページ 15 行目）	環境価値について対象都有施設に必要な量を移転した後に残存したものを都内の需要家に販売、とありますが、対象都有施設以外の都有施設に供給することに問題はありますか。	問題ありません。
15	（公募要項9 ページ 22 行目）	買受人以外のホームページやSNS 等の電子媒体での認知拡大でも問題ないでしょうか。	買受人の電子媒体で認知拡大を実施することに加えての取組であれば、提案いただいて問題ありません。
16	（仕様書3 ページ 11 行目）	前日11 時までに該当日の計画発電量及び発電パターンを数値されとありますが、週間単位での提出もしくは前々日までに提出していただくことはできないでしょうか。	質問3 のとおりです。
17	（仕様書6 ページ 13 行目）	消費税相当額に1 円未満の端数があるときの処理方法をご教示いただけますでしょうか。	端数を切り捨てるものとします。
18	（電気売却契約書約款1 ページ 10 行目）	契約保証金について記載がありますが、金額の算出方法についてご教示いただけますでしょうか。	質問1 のとおりです。
19	（公募要項 4ページ 18行目）	都電荒川線の変電所について、令和5 年度末まで総合契約の扱いを受けていて、本公募においての総合契約の扱いは提案によるとありますが、現在は総合契約ではなく、変電所毎に契約電力及び使用電力量に基づいて請求書が発行されている認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	（公募要項 16～20ページ 様式3-2、様式3-3）	様式3-2、様式3-3の基本料金及び従量料金はそれぞれの需給地点の契約単価を記載する認識でよろしいでしょうか。 上記で問題ない場合、1年間の電気料金の合計金額の内訳書は任意様式で提出が必要でしょうか。	様式3 - 2 及び3 - 3 に記入する価格は単価としてください。 なお、任意様式の提出は不要です。

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
21	(公募要項 20ページ 様式3-3)	庚申塚変電所、西尾久変電所を総合契約とする場合、様式3-3に記載する単価は同単価を記載すればよいでしょうか。 総合契約とする場合の記載方法に指定がございましたらご教示ください。	庚申塚変電所及び西尾久変電所を総合契約とする場合、様式3－3に記載する単価は同単価で問題ありません。 なお、総合契約とする場合の記載方法に指定はありません。
22	(公募要項 4ページ 22行目)	燃料費及び市場価格等の調整に係る金額を別途加算することは認めないとありますが、政府の電気・ガス料金負担軽減支援事業が再度実施されることとなった場合の取り扱いについてご教示ください。	法改正や制度変更等があった場合は、必要に応じて別途協議いたします。
23	(公募要項 8ページ 29行目)	「予備電源契約及び予備線契約に係る料金は含めないものとする」とありますが、対象都有施設で現在予備電力の契約を行っている施設はないという認識でよろしいでしょうか。 もし提案には含めないが、予備電力契約を行っている施設はあるという場合は、各施設の予備電力の契約有無と契約電力をご教示ください。	庚申塚変電所及び西尾久変電所は予備電源契約、深川自動車営業所は予備線契約を行っています。 各施設の付帯契約の有無と契約電力は、公募要項「資料2」をご参照ください。
24	(資料1)	供給対象都有施設はすべて高压の施設でよろしいでしょうか。 高压以外の施設がございましたら、施設名と供給電圧をご教示ください。	対象都有施設はすべて高压です。
25	該当ページ記載なし	弊社は1施設1枚の請求書作成となり、分割請求は対応不可となっております。 なお、分割支払いに関しましては、事前に内訳をお知らせしていただくことで対応可能となります。 ご了承いただけますか。[例：庁舎 〇,〇〇〇円 業者A 〇,〇〇〇円 業者B 〇,〇〇〇円]	当局への請求については、施設毎の請求書で差しつかえありません。
26	該当ページ記載なし	当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が燃料費(等)調整の見直しを伴う料金見直しをした場合、割引率を変えずに同等の変更をお願いさせていただきますが、その際は協議いただけますか。	当局への請求については、公募要項「8.2 電気料金の構成」のとおり、当局が買受人に支払う電気料金について、燃料費及び市場価格等の調整に係る金額を別途加算することは認めていません。
27	該当ページ記載なし	弊社ではみなし小売電気事業者と同等の燃料費等調整単価を適用しておりますが、2025年4月より市場価格調整においては下記の対応としております。よろしいでしょうか。 みなし小売電気事業者：「検針日が毎月1日」「検針日が毎月2日から月末までのいずれか」 弊社：全て「検針日が毎月2日から月末までのいずれか」を適用 ※「検針日が毎月1日」の確定値は翌月初に公表されているが、請求作業の都合で同単価の適用が極めて困難となったため	質問26のとおりです。

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
28	該当ページ記載なし	現供給会社と現契約メニュー（料金種別）についてご教示いただけますでしょうか。	現在の契約先については、当局ＨＰをご参照ください。 https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/pickup_information/news/others/2024/otr_p_2024012911340_h.html
29	該当ページ記載なし	「燃調費調整」は「燃料費等調整」（燃料費調整+市場価格調整）と読み換えてよろしいでしょうか。 なお、燃料費調整を含まないプランでの応札という認識でお間違いないでしょうか。	質問26のとおりです。
30	該当ページ記載なし	予備送電がある場合、以下の内容を教えてください。 ・種類は「予備線」、「予備電源」のどちらか・契約電力をご教示ください	対象都有施設については、質問23のとおりです。
31	（公募要項5.6ページ 8.4.4.2電気料金の請求・支払）	支払遅延防止法に基づき、適法な請求書を受理した日から30日以内にお支払いいただくことは可能でしょうか。	公募要項「8.4.4.2 電気料金の請求・支払」に記載のとおりです。
32	（公募要項5.6ページ 8.4.4.2電気料金の請求・支払）	「都電荒川線の庚申塚変電所及び西尾久変電所については、請求書のほか、検針票及び30分デマンドデータを提出すること。」とありますが、お客様より弊社ポータルサイトにて取得いただく方法でも問題はございませんでしょうか。	問題ありません。 なお、公募要項「8.4.4.2 電気料金の請求・支払」のとおり、具体的な提出方法等は協議によります。
33	（公募要項4ページ 8.2 電気料金の構成）	総合契約になる地点がある場合、別途「総合契約に関する覚書」を締結していただくことは可能でしょうか。	必要に応じて別途協議いたします。
34	（公募要項 11ページ 14(4)）	・「入札保証金は免除する」と記載がございますが、契約保証金はかかりますでしょうか。かかる場合、免除条件や保証額などご教示いただけますでしょうか。 ・契約保証金は銀行保証書での納付は可能でしょうか。可能な場合、発行するのに1か月以上時間を要する可能性があり、契約締結までにお時間をいただくことは可能でしょうか。また、事前にメールにて保証内容をご確認いただくことは可能でしょうか。	質問 1 のとおりです。

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
35	（仕様書 3ページ 1.6.1発電計画の通知）	・発電を行う日の計画発電量及び発電パターンを原則、前日の11時までを目途に通知する」との記載がございますが、協議などで通知時間の変更は可能でしょうか。（前日の11時まで→前日の9時までにすることは可能でしょうか。） ・計画変更があった際はメールにてExcelでご連絡いただけますでしょうか。また、変更部分を色付け等で明確にいただけますでしょうか。 ・過去実績で変更は最大1日何回ありますでしょうか。また、変更の時間指定(変更するコマは5時間後から等)は可能でしょうか。 ・夜間(17時以降)の変更はありますでしょうか。ある場合変更に対応できない場合どのような対応になりますでしょうか。 ・天候等により発電量が変更になる場合1コマ最大でどのくらいの数量が変わりますでしょうか。（【例】6,000kwh→0kwhに発電量が減る等） また、過去に実際に変更した際のExcel等あればご提供いただくことは可能でしょうか。	・水道局の水運用との兼ね合いから、原則、前日の11時までを目途に通知することとしており、前倒しでの通知は困難です。なお、質問3のとおり、翌日計画のほか、週間計画の通知が可能です。 ・計画変更時に、メールにてExcelで連絡することは可能です。なお、変更部分の色付け等については予定しておりません。 ・ダムへの流入量等に応じて、常に最新の値を反映し、変更になる場合があります。また、変更の時間指定は対応できません。 ・前述のとおり、夜間であっても、変更になる場合があります。また、急な降雨等により緊急で変更となった場合、事前にお知らせすることはできません。 ・発電所・送電線の事故、降雨による出水等によって、発電機を停止することもあります（【例】19,000kWh→0kWh）。なお、過年度の供給停止実績は、仕様書「別紙4」をご参照ください。
36	（仕様書 2ページ 1.5.2過去の発電実績）	・別紙2・3のデータをExcelでご提供いただけますでしょうか。	別途、資料をHP上に公開します。
37	（仕様書 3ページ 1.6発電計画）	・発電計画の様式は貴局と弊社のどちらになりますでしょうか。また、貴局の様式の場合、発電計画は30分単位(48コマ)のkwh表記のExcelをいただくことは可能でしょうか。また、週間か月間どちらになりますでしょうか。	いずれの様式でも対応可能です。 発電計画については、質問3のとおりです。
38	（公募要項 14ページ 様式2）	・提案書に記載する日付の指定はございますでしょうか。 (記入日、持参する日付等)	提出日の日付を記載してください。
39	（公募要項 14～22ページ）	・提出する提案書類等(様式2～様式5)について、押印の有無をご教示いただけますでしょうか。	押印は不要です。
40	（公募要項 1ページ）	・都内活用が趣旨ではございますが、東京電力管内のエリアで他の県にも供給することは可能でしょうか。 その際は「事業者公募要項12ページ 環境価値の活用の（ア）」において減点要素になりうるでしょうか。	他県に供給することは可能ですが、「都内における東京産水力発電由来の電気の活用方法」の審査範囲に含まれます。
41	（公募要項 12ページ 環境価値の活用）	・ア・イの施策において、自社だけでなく協業先の協力を得ることを想定しておりますが、問題ございませんでしょうか。 また事業提案書において協業先の名称を記載しても問題ございませんでしょうか。	協業先の協力を得ることは問題ありません。 なお、提案書の副本には、協業先も含めて事業者が特定できるような記載はしない又は黒塗り等の処理をしてください。
42	（仕様書 8ページ 3. 6項目について）	・HPやSNS等で周知する際、東京都交通局様のキャラクターと弊社キャラクターを使用させていただくことは可能でしょうか。	仕様書「3.6 環境価値の活用に係る取組」のとおり、掲載内容等については協議により決定します。

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
43	公募要項4 ページ 8. 2 電気料金の構成 8 行目	「燃料費及び市場価格等の調整に係る金額を別途加算することは認めない。」と記載がありますが、従量料金については再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いて固定単価で販売しなければならないという理解であっていますでしょうか。 仮に上記理解が誤っているの場合、燃料費及び市場価格等の調整に関わる金額をどのような基準で見積もれば良いかご教示いただきたく存じます。	お見込みのとおりです。
44	仕様書ページ6. 2. 4 発電側課金の扱い 1 行目	「買受人は、当局に対して、一般送配電事業者より請求される発電側課金と同額を発電側課金相当額として支払うものとする。」と記載がありますが、発電側課金を実質的に負担するものおよび一般送配電事業者へ発電側課金を支払うのはそれぞれ東京都交通局様もしくは買受人のどちらでしょうか。	買受人となります。 なお、仕様書「2.4 発電側課金の取扱い」のとおり、具体的な精算に関する事項は協議により決定します。
45	公募要項2 ページ 4 参加者の資格（8） 1 行目	グループ参加の場合、東京都交通局様との各種契約については代表者が契約締結者となり、その他のグループ参加者は契約締結者に含まれない契約形態で問題ないでしょうか。グループ参加者が負わなければならない要件や制約等があればご教示いただきたく存じます。	代表者及び共同参加者は、連帯して契約の履行責任を負うこととなります。
46	仕様書6 ページ 2. 3 容量市場の取扱い 1 行目	「当局と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により当局が得る収入については、ペナルティによる減額分（買受人の責によるものを除く。）を含め、2.1により算定される電気料金との精算は行わない。」と記載がありますが、容量市場収入（容量確保契約金額）の帰属は東京都交通局様という理解であっていますでしょうか。それとも買受人でしょうか。仮に後者の場合は、2026年度、2027年度の容量確保契約金額について提示いただくことは可能でしょうか。	容量確保契約による収入は、当局に帰属します。
47	（公募要項4 ページ 8.2 電気料金の構成 1 行目）	・本件において、供給期間を2年間と設定されていますが、電気の需給契約は1年を基本単位としており、新たに電気の需給契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則としております。1年に満たないで需給契約を廃止される場合は、1年未満のご使用としての料金の精算、期中解約金を申し受けます。また、契約電力等を1年に満たないで減少される場合は、当該部分について1年未満のご使用として料金を精算させていただきます。 1年未満のご使用としての料金の精算および期中解約金は、料金最終請求月に料金精算させていただきますがよろしいでしょうか。	本契約の契約期間は2年間となります。 なお、現時点で1年未満での廃止等を予定している施設はありませんが、当該事項が発生する場合は、必要に応じて別途協議いたします。
48	（公募要項4 ページ 8.2 電気料金の構成 6 行目）	・総合契約扱いとすることに関する貴局としての希望はございますでしょうか	当局からの指定はなく、提案価格に基づき評価します。

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
49	（公募要項4 ページ 8.2 電気料金の構成 8 行目）	・「燃料費及び市場価格等の調整に係る金額を別途加算することは認めない」とされている理由をご教示いただけますでしょうか	提案書提出にあたって必要な疑義ではないため、回答は差し控えます。
50	（公募要項4 ページ 8.2 電気料金の構成 8 行目）	・また、対象発電所がトラブル等により長期的な計画外停止が発生した場合であっても、計画外停止期間に限った当該取扱いの見直しに関する協議余地はございませんでしょうか	公募要項「8.2 電気料金の構成」のとおり、当局が買受人に支払う電気料金について、燃料費及び市場価格等の調整に係る金額を別途加算することは認めていません。
51	（公募要項5 ページ 8.4.3 供給期間中における対象都有施設の設備改修等への対応 1 行目）	・高圧における契約後の各月の契約電力は、その 1 か月の最大需要電力と前11 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値としますが、特別高圧の契約電力は協議制のため固定されます。変更の場合はお申込みをいただき契約電力が変更となりますのでご了承ください。	差しつかえありません。
52	（公募要項5 ページ 8.4.3 供給期間中における対象都有施設の設備改修等への対応 1 行目）	・契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少または需給契約を廃止される場合は、増加された日に遡って、料金を精算させていただきますがよろしいでしょうか。	質問47のとおりです。
53	（公募要項5 ページ 8.4.4.1 電気料金の算定 1 行目）	・高圧（特別高圧含む）につきましては電力量単価が単一となる料金プランでの応札となります。 また、実際の料金算定にあたっては、各月の実測力率により基本料金を算定することでよろしいでしょうか。	差しつかえありません。
54	（公募要項5 ページ 8.4.4.1 電気料金の算定 1 行目）	（公募要項5 ページ 8.4.4.1 電気料金の算定 1 行目） ・一般送配電事業者の託送供給約款の見直し（レベニューキャップ制度）等、社会情勢の大きな変化があった場合は、契約単価を変更させていただきたいと存じますが応じていただけますか。 ※レベニューキャップ制度とは、近年頻発している自然災害や、再生可能エネルギーの普及など、様々な環境変化に対応するため、一般送配電事業者が電力送配電設備の強靱化などに必要な投資の確保と、コスト効率化による費用削減を両立させるための制度となり、一般送配電事業者の送配電設備を利用する際の利用料であることから、当社にて提供しているすべての料金メニューが対象となります。	法改正や制度変更等があった場合は、必要に応じて別途協議いたします。
55	（公募要項5 ページ 8.4.4.2 電気料金の請求・支払 1 行目）	・電気料金の請求は【受給需要場所一覧】に記載の通り 23 施設に分け、請求書とすることよろしいでしょうか。また、受電場所ごとの内訳を一つの電子データにして添付することとありますが、弊社のWEB サイトより内訳書を閲覧・ダウンロードしていただく事でよろしいでしょうか。	請求書は、施設毎に提出する形で差しつかえありません。 なお、公募要項「8.4.4.2 電気料金の請求・支払」のとおり、具体的な提出方法等は協議によります。

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
56	（公募要項5 ページ 8.4.4.2 電気料金の請求・支払 4 行目）	・電気料金のお支払いが口座引き落としの場合、請求書は郵送されませんので弊社のWEB サイトより「電気料金等請求書・請求金額内訳」お知らせさせていただきます。締め日翌日 8 時以降に閲覧・ダウンロードが可能となりますがよろしいでしょうか。 なお、「電気料金等請求書・請求金額内訳」はインボイス制度に対応した適格請求書となりますが、押印は必須ではないため省略しております。 また、代表者名、責任者名、担当者名、連絡先等の表示もございません。	差しつかえありません。
57	（公募要項6 ページ 8.4.4.2 電気料金の請求・支払 7 行目）	・都電荒川線の庚申塚変電所及び西尾久変電所についてのみ、「請求書のほか、検針票及び30 分デマンドデータを提出すること」が必要とされている理由をご教示いただけますでしょうか。	提案書提出にあたって必要な疑義ではないため、回答は差し控えます。
58	（公募要項6 ページ 9.1 記録の提出 6 行目）	・都の区域内の主な供給先とはどの程度の件数・供給電力量のボリュームがカバーできていれば良いのでしょうか。	指定はありません。
59	（公募要項6 ページ 9.1 記録の提出 6 行目）	・また、契約期間含め記載された書類の提出となりますと、当該契約先への開示承諾手続きが必要となり相応の期間を要することが見込まれますが具体的にいつごろまでに貴局への提出が必要となりますでしょうか	各年度 4 月末頃までの提出が望ましいです。
60	（公募要項6 ページ 9.1 記録の提出 11 行目）	・環境価値の利用状況が確認できる書類とは、具体的にこういったものをイメージされておりますでしょうか	環境価値の利用状況が確認できるものであれば、買受人の任意様式で作成いただいて差しつかえありません。
61	（公募要項9 ページ 12.5 その他 7 行目）	・電子媒体に C D - R を指定されておりますが、その他の提出方法（メール等）を認めていただけますでしょうか。	公募要項「12.5 その他」のとおり、C D - R で提出してください。
62	（公募要項11 ページ 14 その他の留意事項 5 行目）	・提出書類は東京都情報公開条例で開示する場合があるとのことですが、具体的にどのような場合に開示される可能性があるのでしょうか	公文書の開示請求が行われた場合となります。
63	（公募要項11 ページ 14 その他の留意事項 5 行目）	・また、仮に開示された場合には事業者が特定されない形でお取り扱いいただけるとの理解で齟齬ございませんでしょうか （提出書類によっては機微情報も含まれるため）	東京都情報公開条例の規定に基づき対応します。
64	（仕様書2 ページ 1.5.1 目標売却電力量 表 1-1）	・令和8-9 年度の目標売却電力量について、発電所別にエクセルデータにて月別もしくは30 分コマ別のデータをいただけますでしょうか。	当該データを提供することは予定しておりません。
65	（仕様書2 ページ 1.5.1 目標売却電力量 表 1-1）	・また、当該電力量の試算にあたり前提とした出水率および事故率（計画外停止率）をご教示いただけますでしょうか	目標売却電力量は、平成27年度から令和 6 年度までの売却電力量実績に基づき、30日以上連続停止予定を考慮して算出しています。 出水率及び事故率は使用していません。

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
66	（仕様書2 ページ 1.5.1 目標売却電力量 表 1-1）	・また、平成27 年度から令和6 年度までの売却電力量実績について、発電所別にエクセルデータにて30 分コマ別のデータをいただけますでしょうか	令和 6 年度の売却電力量実績データは、質問36のとおりです。 それ以前のデータを提供することは予定しておりません。
67	（仕様書2 ページ 1.5.1 目標売却電力量 表 1-1）	・また、平成27 年度から令和6 年度までの発電所別の出水率および事故率（計画外停止率）をご教示いただけますでしょうか	当該データを提供することは予定しておりません。 事故等による供給停止実績については、仕様書「別紙 4」をご参照ください。
68	（仕様書3 ページ 1.5.3 売却電力量の計量 4 行目）	・損失率「0.989」の算定根拠をご教示いただけますでしょうか	過年度における旧一般電気事業者との取り決めに基づいています。
69	（仕様書3 ページ 1.5.3 売却電力量の計量 4 行目	・また、売却期間において当該損失率および設備形成・配置の見直しは予定されていないという理解で齟齬ございませんでしょうか	お見込みのとおりです。
70	（仕様書3 ページ 1.6.1 発電計画の通知 1 行目）	・翌日発電計画について、需給運用上の観点から前々日12 時頃までに通知いただきたいと思いますが可能でしょうか。 また、難しい場合は何時までのご提出が可能でしょうか。	質問35のとおりです。
71	（仕様書3 ページ 1.6.1 発電計画の通知 1 行目）	また、月間計画、週間計画、翌々日計画を通知いただくことは可能でしょうか。	質問 3 のとおりです。
72	（仕様書3 ページ 1.6.2 発電パターンの調整 1 行目）	・対象発電所すべてダム式でありながら需要にあわせたピーク運転を常時実施できない理由をご教示いただけますでしょうか（常時実施できれば更なる電源価値向上にも資するものと理解）	発電に使用する水は、水道局の水運用と密接な関係があるため、常時のピーク運転は実施していません。
73	（仕様書3 ページ 1.6.2 発電パターンの調整 1 行目）	・また、売却期間において発電出力一定の要請がなされる可能性がある国民スポーツ大会等の具体的な実施期間および出力をご教示いただけますでしょうか（目標売却電力量には考慮済みでしょうか）	現時点で具体的な予定はありません。
74	（仕様書4 ページ 1.8 設備の点検、作業等に伴う発電停止）	・当該停止はすべて目標売却電力量には考慮済みでしょうか	質問65のとおりです。
75	（仕様書4 ページ 1.9 設備の更新等に伴う発電停止）	・当該停止はすべて目標売却電力量には考慮済みでしょうか	質問65のとおりです。
76	（仕様書6 ページ 2.3 容量市場の取扱い 2 行目）	・買受人の責によるペナルティとは具体的にこういった事象を念頭に置いておりますでしょうか	現時点で具体的に想定する事象はなく、発生した場合は、必要に応じて買受人と協議することとします。
77	（仕様書6 ページ 2.4 発電側課金の取扱い）	・対象発電所における想定kW 課金・kWh 課金の金額を発電所別・月別にご教示いただけますでしょうか	想定kW 課金の金額は、質問80を参考にしてください。 なお、想定kWh 課金の金額は、質問64のとおりお示しすることは予定しておりません。
78	（仕様書 別紙2）	30 分ごとの売電電力量実績データをExcel にて提供いただきたい。	質問36のとおりです。
79	（仕様書 別紙3）	月別売電電力量実績データをExcel にて提供いただきたい。	質問36のとおりです。

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
80	（仕様書 6 ページ 30 行目）	発電側課金にかかる契約電力、割引区分、割引単価についてご教示いただきたい。	契約電力、割引区分は以下のとおりです。 なお、割引単価は託送供給等約款をご参照ください。 多摩川第一発電所：18,750kW A-2 多摩川第三発電所：16,220kW A-1 白丸発電所 ： 1,028kW A-1
81	（仕様書 7 ページ 10 行目）	計画外の工事が必要となった場合、売渡人が全額工事費用を負担することという解釈で良いか。	仕様書「3.1 託送供給等の契約」に記載のとおりです。
82	（その他）	現在の契約者（売却先事業者）をご教示いただきたい。	質問28のとおりです。
83	仕様書6-7 ページ 項目2.4	発電側課金の具体的な金額は教えていただくことは可能でしょうか。	具体的な金額をお示しすることは予定しておりません。
84	仕様書6-7 ページ 項目2.4	発電側課金対象kW と割引区分を教えていただくことは可能でしょうか	質問80のとおりです。
85	公募要領 8 ページ 項目12	提案書に記入する日付の指定はございますか。	質問38のとおりです。
86	該当ページ記載なし	現在の契約者（売却先事業者）及び売却単価（税抜き 円/kWh）をご教示いただけますでしょうか。	質問28のとおりです。 なお、価格は非公表となります。
87	仕様書13-36 ページ	過去1 年分の余剰電力売却量の実績30 分値データをExcel にてご提供いただきたいのですが可能でしょうか。	令和 6 年度における売却電力量実績については、質問36のとおりです。
88	該当ページ記載なし	非化石価値は全量受注者に帰属するという理解でよろしいでしょうか。	全量を買受人に売却します。 なお、公募要項「8.4.1 東京産水力発電由来の電気の環境価値の取扱い」のとおり、買受人が対象都有施設に供給した電力量に相当する環境価値は、当局に移転していただきます。
89	該当ページ記載なし	契約保証金は必要でしょうか。必要な場合、契約実績の提出等で免除いただくことは可能でしょうか。	質問 1 のとおりです。